

## 社会福祉法人布引会 役員及び評議員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人布引会の理事、監事及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員及び評議員には定款の定めに従い報酬を支給する。

2. 東近江市の職員並びに当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。
3. 職員を兼ねる場合は該当する社会福祉法人布引会給与規定により、給与として支給する。

### (報酬の額)

第3条 理事長を除く役員及び評議員等の報酬は会議1回につき2,000円とし、会議の開催日に支給する。

2. 理事長の報酬は年間120,000円とし、在任計算期間が1年に満たない場合は別表1の通りとし、報酬計算期間内に支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、社会福祉法人布引会費用弁償規程に従い支払うこととする。

### 附 則

平成29年4月1日より適用する。

別表1 (第3条関係)

報酬の計算期間中の在任期間	支給割合
6カ月以上 12カ月未満	2/2
1カ月以上 6カ月未満	1/2